

株 主 各 位

第77回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制
2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
3. 連結株主資本等変動計算書
4. 連結注記表
5. 株主資本等変動計算書
6. 個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記の事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

東洋水産株式会社

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

当社は取締役会において、内部統制システム構築に関し次のとおり決議しております。

(1) 経営の基本方針

当社及び当社の子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）は、「Smiles for All.すべては、笑顔のために。」という企業スローガンの下で「食を通じて社会に貢献する」「安全で安心な食品とサービスを提供する」ことを当社グループ全体の責務として果たすことにより、消費者や取引先の皆様から支持され、信頼される企業グループとなることで、企業価値の最大化を図り、社会、株主、従業員等すべてのステークホルダーの皆様にとっての利益増大を目指す。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 経営監督機能の強化と経営の透明性の更なる向上を目指し、各業務執行における個々の取締役の責任の所在を明確にする職務分掌と組織を整理する。
- ② 法令及び定款並びに社会規範に適合することを確保するための体制（以下「コンプライアンス体制」という。）の強化を目的とする各種規程（以下「コンプライアンスに係る規程」という。）を定め、取締役はコンプライアンスに係る規程に従い、その職務を執行し、当社グループの業務の適正を確保する。
- ③ 取締役の職務の執行がコンプライアンスに係る規程に適合しているか否かについてのチェック体制は、取締役が相互に監督、監視を行い、更に監査役の監査を受けることにより確保する。なお、当社の取締役会には独立性の高い社外取締役及び社外監査役が出席し、取締役の職務の執行に関する監督機能の更なる強化を図る。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る各情報を保存し、管理する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 財産損失のリスク、収入減少のリスク、賠償責任リスク、人的損失リスク及びビジネスリスクなど、経営に重要な影響をもたらす可能性のあるリスクの回避、低減等を行うために、リスク管理に関する規程を定める。

- ② 各部門の担当役員及び使用人は、リスク管理に関する規程に従い、自部門に内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施する。
- ③ 監査部門は、各部門のリスク管理状況について、業務から独立した視点で監査を実施する。
- ④ 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、「危機管理基本規程」に則り、対策本部を設置し、かかる事態に起因する損失・被害を最小限にとどめるべく迅速な対応を行う。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループにおける事業の効率性の確保を目的とした職務分掌と組織を整理する。
- ② 取締役は職務分掌に従い職務を執行する。当社の取締役会は原則月1回の開催以外にも、必要あるごとに機動的に開催し、当社グループ全体を視野に入れた充実した審議を行い、時宜に応じた機動的な職務を執行し得るよう迅速な意思決定を下せる体制を維持する。
- ③ 当社社長主導により、業務執行責任者が出席する連絡会議を原則として毎週開催し、重要な稟議事項及びその他報告事項について検討を行い、情報の共有を図る。

(6) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制を整備し、コンプライアンスに係る規程の制定並びに研修等のプログラムを策定し、コンプライアンスの徹底を図る。
- ② コンプライアンス体制の整備においては、使用人の職務の執行が法令及び定款並びに社会規範に適合しているか否かに係るチェック体制の整備も含めるものとする。

(7) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループ各社の代表取締役等に対して必要に応じて当社取締役会への出席を求め、業務の執行状況に関して説明の機会を設ける。また、当社グループ各社が行う事業は、当社の関連する事業部が一元的に統轄する。
- ② 当社の監査部門は、コンプライアンスに係る規程に従い、当社グループ各社に対して、業務の適正の確保の状況について、業務から独立した視点から監査を実施する。
- ③ 当社監査役は、当社グループ各社の監査役の監査報告書を閲覧し、当社グループ各社の取締役等の職務の執行を確認すると共に、当社グループ各社の監査役との定期的な情報交換会を実施し、状況の把握に努める。
- ④ 当社グループにおいて生じ得る企業の健全性を損ないかねない取引及び行為に関するレポートラインを整備して、当社グループ各社における不適切・非通例的な取引を防止する措置を講ずる。

(8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助するための使用人（以下「監査役補助使用人」という。）を置くことを監査役が求めた場合、当該監査役及び監査役会と協議のうえで必要な監査役補助使用人を配置する。
- ② 監査役補助使用人は監査役のみの指示命令に基づき業務を実施する。なお、監査役補助使用人には調査等の業務権限を付与し、役職員は必要な協力を行う。
- ③ 監査役補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は、監査役会の同意を得なければならないものとする。

(9) 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役監査が実効的に行われるよう必要かつ適切な情報を適時に収集できる体制を整備する。この体制の整備にあたっては、取締役及び使用人が各監査役の要請に応じて必要な事項をすみやかに報告することができるようにするほか、取締役及び使用人が自発的に当社グループに重大な影響を与える事項を監査役に報告できる機会を設ける。
- ② 当社グループ各社の取締役及び使用人等が、当社グループに重大な影響を与える事項を自発的に報告できるよう制度を整備すると共に、その活用の実効性を確保するべく監査役も報告窓口とし、かつ当該報告を理由として通報者が不利益な取り扱いを受けない体制を整備する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

監査役の職務に必要な費用は監査役の監査計画に応じて予算化し、有事における監査費用についても監査役又は監査役会の要請により適切かつ迅速に前払いあるいは償還するものとする。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役との定期的な意見交換会を実施する。
- ② 会計監査人から監査内容について説明を受け情報交換を行うなど連携を取る。
- ③ 業務を執行する役員及び各支店、事業所等を統括する職員について、定期的に直接面談する機会を設ける。

(12) 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備することにより、当社及び子会社について全社的な内部統制や業務プロセスについて継続的に評価し必要な改善を図る。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ① 社会的秩序を乱し健全な企業活動を阻むあらゆる団体・個人との一切の関係を遮断し、いかなる形であっても、それらを助長するような行動をとらない。
- ② 当社グループでは、反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方を行動規範に明記し、周知する。また、弁護士等専門職の協力の下、警察等と密に連携し、情報収集に努める。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループの内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制に関する運用状況

当社グループでは「東洋水産グループ行動規範」を定め、「コンプライアンス・マニュアル」に記載して全役職員に配布、掲示しております。法務部門は「コンプライアンス勉強会」を当社及び国内子会社の全事業所において開催し、役職員のコンプライアンス意識の浸透に努めております。

また、当社グループ共通の内部通報窓口を設置し、通常の職制とは異なる報告ルートを設けております。通報先は社内窓口、当社監査役、弁護士事務所の3箇所を用意し、いずれにおいても通報者が不利益を受けない旨を規定しております。

(2) 取締役の職務執行の適正性・効率性に関わる運用状況

当社では取締役会を毎月開催しております。取締役会において各取締役は担当する職務の執行状況を報告し、相互にその適正性や効率性について審議しております。取締役会の専決事項を除く職務執行上の意思決定は「稟議規程」に基づき、重要性の高い稟議事項は代表取締役が決裁し、それ以外の稟議事項は業務執行担当取締役が決裁することにより効率性を高めております。

また、社長主導による業務執行責任者が出席する連絡会議を毎月数回開催し、稟議事項及びその他の報告事項について事前に検討すると共に、情報共有に努めております。

(3) リスク管理体制に関する運用状況

当社グループではリスク管理に関する規程に則り、自部門に内在するリスクの把握、分析、評価を行い適切な対策を検討、協議し必要に応じて見直しを行っております。内部監査部門は当社各部門及び子会社のリスク管理状況及び法令遵守状況を業務から独立した視点でモニタリングしております。その結果は、当該部門の責任者、当社の代表取締役及び監査役に報告しております。

(4) グループ企業の業務の適正性に関する運用状況

子会社の取締役は必要に応じて当社の取締役会など重要会議に出席し、業務の執行状況を報告しております。また、「稟議規程」において定められた重要な稟議事項は当社の代表取締役の決裁を受けております。

内部監査部門は子会社に対する監査を定期的を実施しており、業務の適正性をモニタリングしております。その結果は、当該子会社の責任者、当社の代表取締役及び監査役に報告しております。

(5) 監査役に関する運用状況

社外監査役を含む監査役は、代表取締役と定期的に面談を実施し、その監査所見に関し意見交換をすると共に、会計監査人及び内部監査部門とそれぞれ年数回、情報交換会を開催することにより連携を強化しております。また、監査役は当社グループにおける重要な会議等に出席し、監査に必要な情報の収集に努めるほか、当社各部門及び子会社に対して監査を実施する際には、役職員が自発的に報告できる機会を設けております。内部通報制度では監査役に直接通報することが可能な監査役窓口を設置しております。

監査役の職務を補助する専門部署としては監査役室を設置しております。同室員は監査役の指揮命令のもと職務を行い、人事異動・人事考課は監査役の同意を得て行っております。

(6) その他の内部統制に関わる運用状況

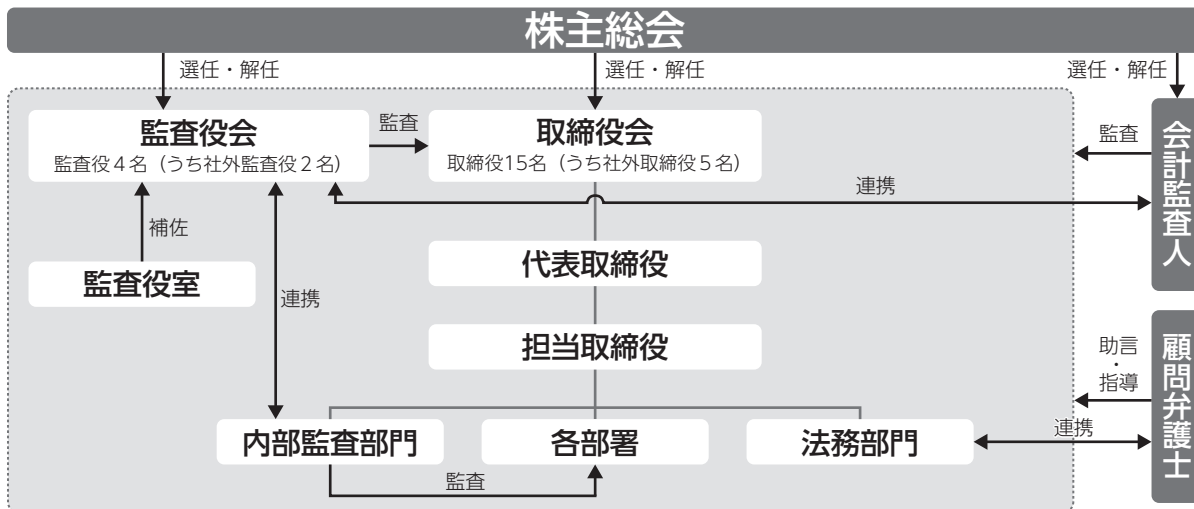
① 財務報告の適正性を確保するための体制に関する運用状況

内部統制部門は当社グループの財務報告に係る内部統制の整備と運用の状況について評価を実施し、その結果は取締役や監査役に定期的に報告するとともに、会計監査人（独立監査人）の監査を経て内部統制報告書として開示しております。

② 反社会的勢力排除に関する運用状況

取引先との契約締結に際して、必ず反社会的勢力排除に関する記載を盛り込んでおります。

コーポレート・ガバナンス体制



連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	18,969	22,941	369,556	△8,239	403,228
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△19,204		△19,204
親会社株主に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			62,867		62,867
自己株式の取得				△23,942	△23,942
非支配株主との 取引に係る親会 社の 持 分 変 動		△1			△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	△1	43,663	△23,942	19,719
当 期 末 残 高	18,969	22,940	413,220	△32,181	422,948

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	14,025	46	44,033	982	59,088	12,217	474,534
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△19,204
親会社株主に 帰 属 す る 当 期 純 利 益							62,867
自己株式の取得							△23,942
非支配株主との 取引に係る親会 社の 持 分 変 動							△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,004	△50	79	131	△844	234	△609
当 期 変 動 額 合 計	△1,004	△50	79	131	△844	234	19,110
当 期 末 残 高	13,021	△3	44,112	1,113	58,244	12,452	493,644

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- | | |
|---------------|---|
| ① 連結子会社の数 | 24社 |
| ② 主要な連結子会社の名称 | フクシマフーズ(株)
ユタカフーズ(株)
マルチャン,INC. |
| ③ 連結の範囲の変更 | 2024年7月3日付でつくばフーズ株式会社の全株式を取得して子会社化したことにより、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。 |

(2) 非連結子会社の状況

- | | |
|----------------|--|
| ① 主要な非連結子会社の名称 | ヤイズ新東(株)
東和エステート(株) |
| ② 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社4社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。 |

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

- | | |
|---------------|-----------|
| ① 持分法適用の関連会社数 | 1社 |
| ② 会社の名称 | 仙波糖化工業(株) |

(2) 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の状況

- | | |
|-------------|------------------------|
| ① 主要な会社等の名称 | ヤイズ新東(株)
東和エステート(株) |
|-------------|------------------------|

② 持分法を適用しない理由

非連結子会社４社及び関連会社３社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
マルチャン デ メヒコ,S.A. de C.V.	12月31日 ※
サンマル デ メヒコ,S.A. de C.V.	12月31日 ※
マルチャン・ド・ブラジル	12月31日 ※

※連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産

主として、月次移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定率法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	15年～50年
機械装置及び運搬具	4年～12年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
ただし、当社及び国内連結子会社が所有するソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産
- ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- イ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員賞与引当金 当社及び国内連結子会社は、役員の賞与の支給に備えるため、将来支給見込額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金 一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規則に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
- イ 水産食品事業
主に国内及び海外における水産食品の仕入・加工・販売を行っております。
当該事業の顧客との販売契約において、受注した製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製品の引渡時であります。ただし、国内取引では製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。
当該事業の収益は、契約に定める価格から値引き及びリベート等の見積りを控除した金額で算定しており、収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り認識しております。

す。顧客に支払われる対価については、売上高から控除して表示しております。

さらに、一部の取引について、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人または受託者に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね 1 年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

□ 海外即席麺事業

主に米国・メキシコを中心とした米州における即席麺の製造・販売を行っております。

当該事業の顧客との販売契約において、受注した製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製品の引渡時であることから、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

当該事業の収益は、契約に定める価格から値引き及びリベート等の見積りを控除した金額で算定しており、収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り認識しております。顧客に支払われる対価については、売上高から控除して表示しております。

製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね 1 年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ハ 国内即席麺事業、低温食品事業、加工食品事業

国内即席麺事業は主に国内における即席麺の製造・販売、低温食品事業は主に国内における低温食品の製造・販売、加工食品事業は主に国内における加工食品の製造・販売を行っております。

これら事業の顧客との販売契約において、受注した製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製品の引渡時であります。ただし、製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

これら事業の収益は、契約に定める価格から値引き及びリベート等の見積りを控除した金額で算定しており、収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り認識しております。顧客に支払われる対価については、売上高から控除して表示しております。

製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね 1 年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

二 冷蔵事業

主に国内において、顧客から寄託された貨物の冷蔵・冷凍保管を行っております。

冷蔵・冷凍保管に関しては、冷蔵事業の顧客との契約において、顧客から寄託された貨物を冷蔵・冷凍保管する義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、冷蔵・冷凍保管の利用に応じると判断し、一定の期間にわたり履行義務を充足するため、保管日数等に応じて収益を認識しております。

貨物の冷蔵・冷凍保管契約における対価は、保管日数等に応じる一定の期間の履行義務が充足した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ホ その他

主に国内における弁当・惣菜の製造・販売を行っております。

その他の主要事業である弁当・惣菜事業に関しては、弁当・惣菜事業の顧客との販売契約において、受注した製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製品の引渡時であることから、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

これら事業の収益は、契約に定める価格から値引き及びリベート等の見積りを控除した金額で算定しており、収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り認識しております。顧客に支払われる対価については、売上高から控除して表示しております。

さらに、一部の取引について、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用の円貨への換算は、連結決算日の直物為替相場により換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約については振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

内規に基づき、外貨建金銭債権債務に係る将来の為替変動リスクを回避するため、原則として、個別取引ごとにヘッジ目的で為替予約を行っております。

④ ヘッジ有効性の評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動を直接結び付けて判定しております。為替予約においては、契約締結時にリスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので連結決算日における有効性の評価を省略しております。予定取引においては、実行可能性が極めて高いかどうかの判断を行っております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損会計

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金 額
有形固定資産	183,599百万円
うち、米飯事業における 有形固定資産	6,724百万円
連結総資産に占める割合	1.1%

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は加工食品事業セグメントに含まれる米飯事業について、当初の製造設備投資負担に加え、直近では販売数量並びに原材料等の製造コストの上昇傾向に相当程度の不確実性が伴うため経営環境が恒常的に安定しているとは言えず減損の兆候があると認めています。そのため、減損損失の認識の要否の判定を行っております。

減損損失の認識の要否の判定において、中期事業計画に基づいて当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りが帳簿価額を上回っていることから、当該資産グループの減損損失の認識は不要と判断しております。

減損損失の認識の要否の判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りは、将来にわたる米飯市場の成長及び米価の予測を主要な仮定とする中期事業計画を基礎としております。中期事業計画は当該事業の将来の予測に関する経営者の評価と過去実績に基づき、外部情報及び内部情報を使用して作成しております。

当該割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りに用いている仮定について、予測している米飯市場の成長及び米価と実際が異なることにより割引前将来キャッシュ・フローの総額が減少した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当

連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

(未適用の会計基準等に関する注記)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを計算書類に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更に係る注記)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「無形固定資産」の「その他」に含めていた「ソフトウェア仮勘定」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「無形固定資産」の「その他」に表示していた529百万円は、「ソフトウェア仮勘定」257百万円、「その他」271百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 268,250百万円
有形固定資産の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当連結会計年度において、当社及び連結子会社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
北海道小樽市	加工食品事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具等
福岡県福岡市	低温食品事業用資産	機械装置及び運搬具
茨城県潮来市	その他事業用資産	その他

当社及び連結子会社は、事業用資産については事業を基礎とし、遊休資産については個別物件単位でグルーピングをしております。

事業用資産については、収益性が低下したことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（21百万円）として特別損失に計上いたしました。減損損失の内訳は、建物及び構築物8百万円、機械装置及び運搬具9百万円、その他3百万円であります。なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、備忘価額で評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当 期 首 株 式 数	当期増加株式数	当期減少株式数	当 期 末 株 式 数
発行済株式				
普通株式	110,881	－	－	110,881
自己株式				
普通株式	8,754	2,500	－	11,254

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加の内訳は以下のとおりであります。

取締役会決議に基づく取得による増加	2,500千株
単元未満株式の買取による増加	0千株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	11,239百万円	110円	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	7,974百万円	80円	2024年9月30日	2024年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	11,961百万円	利益剰余金	120円	2025年3月31日	2025年6月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金、当社グループ間の短期的な貸付金（キャッシュマネジメントシステム）等に限定しております。また、資金調達については、当社グループ間の短期的な借入金（キャッシュマネジメントシステム）等による方針であります。デリバティブは、外貨建金銭債権債務に係る将来の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主として当社グループ間の短期的な借入金（キャッシュマネジメントシステム）であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品のリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、内規に従い、営業債権について取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、主な取引先の信用状況を半年ごとに把握するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期発見や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の内規に準じて管理を行っております。

デリバティブ取引の利用に当たっては、相手先の契約不履行によるリスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や市場価格等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建営業債権債務について、為替予約を利用して、為替変動リスクをヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（主として取引先企業）の財務状況等を把握しております。

当社は、デリバティブ取引については、内規に基づき、当該取引を必要とする部署で取引が行われ、契約の内容、残高照合等の確認をするとともに、その状況を経理部長に報告して

おります。一部の連結子会社においても、当社の内規に準じて管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告等に基づき、経理部が適時に短期及び長期の資金繰計画を立案するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。連結子会社においては、資金管理の効率化を推進する目的でキャッシュマネジメントシステムを導入し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち34.1%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)投資有価証券			
関連会社株式	3,339	2,163	△1,176
其他有価証券	29,705	29,705	－
資産計	33,045	31,869	△1,176
(1)リース債務(※1)	2,960	2,694	△265
負債計	2,960	2,694	△265
デリバティブ取引(※2)	(2)	(2)	－

(※1) 1年以内に返済予定のリース債務は、リース債務に含めております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	2,078

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	29,705	—	—	29,705
デリバティブ取引	—	△2	—	△2

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
関連会社株式	2,163	－	－	2,163
リース債務	－	2,694	－	2,694

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は取引所の価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社及び一部の連結子会社は、東京都その他の地域に賃貸用及び遊休の不動産を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は296百万円（主な賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
2,329	11	2,340	9,415

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

主として路線価に基づいて自社で算定した金額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント							その他 (注) 1	合計
	水産食品 事業	海外即席 麺事業	国内即席 麺事業	低温食品 事業	加工食品 事業	冷蔵事業	計		
売上高									
日本	30,010	－	103,033	59,831	22,151	25,367	240,393	37,399	277,792
米州	－	229,276	－	－	－	－	229,276	－	229,276
その他	323	－	－	－	－	－	323	207	531
売上高 (注) 2,3	30,333	229,276	103,033	59,831	22,151	25,367	469,994	37,606	507,600

(注) 1. その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に弁当・惣菜事業であります。

2. セグメント間の内部取引控除後の金額を表示しております。

3. 売上高は主に顧客との契約から認識された収益であり、その他の源泉から認識された収益の額に重要性はありません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）「4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1)契約残高

顧客との契約から生じた債権の残高は以下のとおりであります。なお、契約資産及び契約負債はありません。

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	65,030
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	63,991

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	4,829円96銭
2. 1株当たり当期純利益	626円41銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 不二つくばフーズ株式会社

事業の内容 油揚げ原反の製造

(2) 企業結合を行った主な理由

油揚げ原反は、主力商品である「赤いきつねうどん」をはじめ、多くの商品に使用されております。将来的な安定調達を実現するため、持分を取得することといたしました。

(3) 企業結合日

2024年7月3日（みなし取得日 2024年7月1日）

(4) 企業結合の法的形式

現金及び預金を対価とする持分取得

(5) 結合後企業の名称

つくばフーズ株式会社

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金及び預金を対価とする持分取得により、議決権比率の100%を獲得したことによるものであります。

2. 被取得企業の業績の期間

2024年7月1日から2025年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	1,874百万円
取得原価		1,874百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	1百万円
-----------	------

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

725百万円

(2) 発生原因

今後の事業活動によって期待される将来の超過収益から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

流動資産	52百万円
固定資産	1,369百万円
資産合計	1,421百万円
流動負債	230百万円
固定負債	41百万円
負債合計	272百万円

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金					
		資 準	本 備	そ の 他 資 剰 余 本 金	資 剰 余 本 金 計	利 準	益 備	その他利益剰余金			利 剰 余 金 計
								固 定 資 産 積 立 金	別 途 繰 越 利 益 金	繰 越 利 益 金	
当 期 首 残 高	18,969	20,155	2,360	22,516	2,593	5,968	42,000	137,187	187,749		
当 期 変 動 額											
固定資産圧縮積立金の積立						46		△46	－		
固定資産圧縮積立金の取崩						△286		286	－		
剰 余 金 の 配 当								△19,213	△19,213		
当 期 純 利 益								48,364	48,364		
自己株式の取得											
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	△240	－	29,391	29,151		
当 期 末 残 高	18,969	20,155	2,360	22,516	2,593	5,728	42,000	166,579	216,901		

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△10,001	219,234	13,053	39	13,093	232,327
当 期 変 動 額						
固定資産圧縮積立金の積立		－				－
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
剰 余 金 の 配 当		△19,213				△19,213
当 期 純 利 益		48,364				48,364
自己株式の取得	△23,942	△23,942				△23,942
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△919	△38	△958	△958
当 期 変 動 額 合 計	△23,942	5,209	△919	△38	△958	4,250
当 期 末 残 高	△33,943	224,443	12,133	1	12,134	236,578

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 関係会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以
外のもの

時価法によっております。評価差額は全部純資産直入法に
より処理し、売却原価は移動平均法によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産

① 商品及び製品

主として月次移動平均法による原価法（収益性の低下によ
る簿価切下げの方法）によっております。

② 仕掛品

月次移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切
下げの方法）によっております。

③ 原材料及び貯蔵品

主として月次移動平均法による原価法（収益性の低下によ
る簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を 除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属
設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物
附属設備及び構築物については、定額法を採用しておりま
す。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 15年～50年

機械装置及び運搬具 4年～12年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

- (3) リース資産

- ① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

- ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、将来支給見込額を計上しております。

- (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

イ 水産食品事業

主に国内及び海外における水産食品の仕入・加工・販売を行っております。

当該事業の顧客との販売契約において、受注した製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製品の引渡時であります。ただし、国内取引では製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

当該事業の収益は、契約に定める価格から値引き及びリベート等の見積りを控除した金額で算定しており、収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り認識しております。顧客に支払われる対価については、売上高から控除して表示しております。

さらに、一部の取引について、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

有償支給取引において、支給品を買い戻す義務を負っている場合、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第104項の取扱いを適用し、支給品の譲渡時に当該支給品の消滅を認識しております。なお、当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ロ 国内即席麺事業、低温食品事業、加工食品事業

国内即席麺事業は主に国内における即席麺の製造・販売、低温食品事業は主に国内における低温食品の製造・販売、加工食品事業は主に国内における加工食品の製造・販売を行っております。

これら事業の顧客との販売契約において、受注した製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製品の引渡時であります。ただし、製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

これら事業の収益は、契約に定める価格から値引き及びリベート等の見積りを控除した金額で算定しており、収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り認識しております。顧客に支払われる対価については、売上高から控除して表示しております。

有償支給取引において、支給品を買い戻す義務を負っている場合、「収益認識に関する会計

基準の適用指針」第104項の取扱いを適用し、支給品の譲渡時に当該支給品の消滅を認識しております。なお、当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ハ 冷蔵事業

主に国内において、顧客から寄託された貨物の冷蔵・冷凍保管を行っております。

冷蔵・冷凍保管に関しては、冷蔵事業の顧客との契約において、顧客から寄託された貨物を冷蔵・冷凍保管する義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、冷蔵・冷凍保管の利用に応じると判断し、一定の期間にわたり履行義務を充足するため、保管日数等に応じて収益を認識しております。

貨物の冷蔵・冷凍保管契約における対価は、保管日数等に応じる一定の期間の履行義務が充足した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約については振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

(3) ヘッジ方針

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
内規に基づき、外貨建金銭債権債務に係る将来の為替変動リスクを回避するため、原則として、個別取引ごとにヘッジ目的で為替予約を行っております。

(4) ヘッジ有効性の評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動を直接結び付けて判定しております。為替予約においては、契約締結時にリスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。予定取引においては、実行可能性が極めて高いかどうかの判断を行っております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理方法は、連結計算書類と異なっております。

(会計上の見積りに関する注記)

棚卸資産の評価

(1) 計算書類に計上した金額

	金 額
商品及び製品	9,772百万円
原材料	6,669百万円
うち、水産食品事業における 商品及び製品	2,716百万円
うち、水産食品事業における 原材料	5,330百万円
総資産に占める割合	2.5%

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、棚卸資産の貸借対照表価額は主として月次移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、営業循環過程から外れた滞留在庫については、一定の滞留期間を超える場合に定期的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

このうち、正味売却価額の見積りにおいて用いている水産物の販売価格は、魚種ごとの漁獲量や競合他社の買付状況に加え、国内における水産物の需要などの外部環境の影響を受けます。当社が取り扱う水産物には期末前後での販売実績がなく、販売実績に基づく正味売却価額を算定することが困難な場合に、顧客との交渉状況を勘案して正味売却価額を算定しているものがありますが、どのように正味売却価額を算定するかは主観性を伴います。したがって、正味売却価額が想定よりも下回った場合、翌事業年度の計算書類において追加的な損失が発生する可能性があります。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(評価・換算差額等に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当事業年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前事業年度の計算書類への影響はありません。

(未適用の会計基準等に関する注記)

リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを計算書類に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表)

前会計年度において、「無形固定資産」の「その他」に含めていた「ソフトウェア仮勘定」は、重要性が増したため、当会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前会計年度の貸借対照表において、「無形固定資産」の「その他」に表示していた444百万円は、「ソフトウェア仮勘定」216百万円、「その他」227百万円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額133,191百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）
- 金銭債権3,745百万円
- 金銭債務5,953百万円
3. 保証債務8百万円
- 関係会社である宮城東洋株式会社の鮮魚買付契約に対し、債務保証を行っております。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高の総額
- 営業取引
- 売上高1,209百万円
- 仕入高59,886百万円
- 販売費及び一般管理費336百万円
- 営業取引以外の取引高の総額35,294百万円
2. 減損損失
- 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
北海道小樽市	加工食品事業用資産	建物、機械装置、工具器具備品
福岡県福岡市	低温食品事業用資産	機械装置

当社は、事業用資産については事業を基礎とし、遊休資産については個別物件単位でグループピングをしております。

事業用資産については、収益性が低下したことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（20百万円）として特別損失に計上いたしました。減損損失の内訳は、建物8百万円、機械装置9百万円、工具器具備品2百万円であります。なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、備忘価額で評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	8,705	2,500	－	11,205

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加の内訳は以下のとおりであります。

取締役会決議に基づく取得による増加	2,500千株
単元未満株式の買取による増加	0千株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	3,904百万円
関係会社株式評価損	1,840
譲渡損益調整資産	666
未払賞与	647
未払特売費	447
貸倒引当金	254
投資有価証券評価損	251
減損損失	247
未払事業税等	224
その他	433
繰延税金資産小計	8,919
評価性引当額	△3,206
繰延税金資産合計	5,713

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△5,226
固定資産圧縮積立金	△2,632
譲渡損益調整資産	△270
その他	△8
繰延税金負債合計	△8,138
差引：繰延税金負債の純額	△2,424

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△18.6
住民税均等割	0.1
評価性引当額の増減	0.2
法人税額の特別控除額	△0.7
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.6

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	甲府東洋株式会社	山梨県 中央市	300	即席麺添付品の製造、フリーズドライスーパ商品の製造	100.0	当社加工食品の下請生産、資金の借入	資金貸借取引	709	関係会社短期借入金	5,062
	フクシマフーズ株式会社	福島県 桑折町	222	包装米飯の製造	100.0	当社加工食品の下請生産、資金の借入	資金貸借取引	△96	関係会社短期借入金	3,327
	ユタカフーズ株式会社	愛知県 武豊町	1,160	調味料の製造・販売、即席麺及び生麺の製造	50.9	当社加工食品の下請生産、資金の借入	資金貸借取引	－	関係会社短期借入金	5,500
	埼玉東洋株式会社	埼玉県 加須市	50	冷蔵庫	100.0	貨物の寄託 資金の貸付	資金貸借取引	△407	関係会社短期貸付金	4,416
	株式会社フレッシュダイナー	千葉県 船橋市	100	弁当・惣菜の製造	100.0	資金の貸付	資金貸借取引	1,741	関係会社短期貸付金	3,627

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付及び借入利率については、当社の規程に基づき、市中金利等を勘案し協議の上決定しております。

なお、取引金額は、期中の増減の純額を記載しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)「5. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,373円48銭
2. 1株当たり当期純利益	481円68銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。